一(一)　解除に係る保安林の所在場所　群馬県利根郡みなかみ町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養
(三)　解除の理由　道路用地とするため
二(一)　解除に係る保安林の所在場所　群馬県利根郡みなかみ町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　公衆の保健
(三)　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を群馬県庁及びみなかみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年八月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　岩手県久慈市山形町川井第四地割四八の一六八（国有林）
二　保安林として指定された目的　公衆の保健
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年八月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　三重県松阪市飯高町富永字灰野九六九の二、九六九の三
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年八月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道沙流郡日高町字豊郷二二二・二二八の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び日高町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年八月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　和歌山県田辺市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三(一)　変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年八月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　奈良県吉野郡下市町（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三(一)　変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
下市町（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を奈良県庁及び下市町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百六十五号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

平成二十七年八月十八日

経済産業大臣　宮沢　洋一

番号	名称	住所	市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間
5234	宇治田株式会社	和歌山県和歌山市古屋八十二番地の一	平成二十七年五月二十九日から平成二十八年五月二十八日まで
5235	株式会社とっぴい	北海道札幌市豊平区美園十条七丁目二番一号	平成二十七年六月一日から平成二十八年五月三十一日まで
5236	栗田出版販売株式会社	東京都千代田区神田神保町三丁目二十五番地	平成二十七年六月二十六日から平成二十八年六月二十五日まで
5237	株式会社ザ・サードプラネット	静岡県静岡市駿河区中田四丁目九番二十三号	平成二十七年六月二十九日から平成二十八年六月二十八日まで

○国土交通省告示第九百四十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年八月十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
大日川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷
静岡県賀茂郡南伊豆町市之瀬
字入道山　五八九番から五九三番まで
五九四番一から五九四番三まで
五九五番一及び五九五番二
五九六番から六〇二番まで
字芝下
字平ノ段
一三二八番一
一三二八番二五から一三二八番四〇まで
字大窪山
一三四六番
一三四七番一及び一三四七番二
一三四九番
一三五〇番一から一三五〇番三まで
一三五一番及び一三五二番
一三五三番一
一三五四番から一三五六番まで
一三五七番一から一三五七番三まで
一三五八番一から一三五八番三まで
一三五九番一から一三五九番三まで
一三六〇番
一三六一番一及び一三六一番二
一三六二番から一三六六番まで
字荒ノ坂
一三六七番一
一三六七番七
一三六八番及び一三六九番
一三七〇番三
字大窪山
一三四六番　六号
一三四五番　七号
字入道山　六〇四番　八号
字芝下　六〇六番　九号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
男山沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷
静岡県伊豆の国市南江間
字堤ヶ洞　一八四三番一
一八四四番
字大日
一三五八番一から一三五八番三まで
一三五九番一から一三五九番三まで
一三六〇番
一三六一番一及び一三六一番二
一三六二番から一三六六番まで
一三六七番一
一三六七番七
一三六八番及び一三六九番
一三七〇番三
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
静岡県賀茂郡南伊豆町市之瀬
字芝下　六〇八番　一号
字荒ノ坂　一三七三番　二号
一三七一番　三号
一三六九番　四号
一三七〇番三　五号
一三四六番　六号
一三四五番　七号
字入道山　六〇四番　八号
字芝下　六〇六番　九号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
男山沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷
静岡県伊豆の国市南江間
字堤ヶ洞　一八四三番一
一八四四番